

練馬区成年後見制度における申立費用助成のご案内

練馬区では、成年後見制度の利用にあたり、申立費用を負担することが困難で一定の要件に当てはまる方に申立費用を助成しています。

1 助成の対象となる方

成年後見制度の申立を行う時点で、以下の（１）～（４）の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- （１）申立人が区長以外であること。
- （２）本人（親族申立の場合は本人と申立人）がつぎのいずれかに該当すること。
 - ① 生活保護法による保護を受けている者、または中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者。
 - ② その他別に定めるところにより、区長が助成の必要を認める者。※つぎの要件を満たしている方が対象となります。

賦課決定している直近の年度の住民税が非課税であり、かつ、申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録において預貯金等が５０万円以下である者

- （３）本人が練馬区内に住所を有していること、または、以下のいずれかに該当すること。
 - ① 練馬区が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法による病院等に入院、入所または入居中の被保険者の特例の適用を受けていること。
 - ② 練馬区が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例を受けていること。
 - ③ 老人福祉法による練馬区の入所措置を受けていること。
 - ④ 障害者総合支援法により練馬区から介護給付費等の支給決定を受けていること。
 - ⑤ 身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による練馬区の入所措置を受けていること。
 - ⑥ 生活保護法による練馬区の保護を受けていること。※ 練馬区内の施設への入所・入居により練馬区内に住所を有していても、他区の国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、各法による入所措置、介護給付費等の支給決定、生活保護を受けている場合、東京都後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療の被保険者は、対象になりません。
（※ただし、練馬区長による成年後見開始審判請求で被後見人等となった者を除く）
- （４）本人（親族申立の場合は本人と申立人）が他の区市町村から同様の助成を受けていないこと。

2 助成内容（対象費用）

申立諸費用…申立手数料、登記手数料、郵便切手代、鑑定費用、診断書作成料

※申立書作成の代行謝礼、申立書作成のための交通費等は対象となりません。

3 申請できる方

助成対象者またはその成年後見人、保佐人、補助人

※ 保佐人および補助人は、代理権を付与されたものに限りです。

4 申請期限

家庭裁判所が決定した審判日から起算して 120 日以内にご申請ください。

※申立前に助成を希望する場合は別途ご相談ください。

5 助成決定までの流れ（申請手続きについて）

(1) オンライン（Logo フォーム）をご利用ください。

【申請者兼請求者が個人の場合】（URL <https://logoform.jp/form/G2rU/1133999>）

【申請者兼請求者が法人の場合】（URL <https://logoform.jp/form/G2rU/1154209>）

下記窓口、郵送でのご提出も可能です。

<提出書類>

(ア) 成年後見人等申立費用助成申請書兼請求書（第 1 号様式）

(イ) 練馬区成年後見人等申立費用助成申請に係る提出書類チェックシート

(ウ) 必要書類 ※(イ)をご確認のうえ、必要な書類を添付してください。

(2) 申請書類の審査後、助成金交付決定（不交付決定）の通知を申請者宛に送付します。

(3) ご指定の口座に助成金を振り込みます。

【担当・申請窓口】

〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目 1 2 番 1 号 練馬区役所西庁舎 3 階

練馬区 福祉部 管理課 地域福祉係

（電話）03-5984-2716 （FAX）03-5984-1214

（メール）TIKIFUKUSHI02@city.nerima.tokyo.jp

（Logo フォーム）



【↑申請者兼請求者が個人の場合】

（Logo フォーム）



【↑申請者兼請求者が法人の場合】